

鎌倉市条例第 42 号

鎌倉市本庁舎整備基金条例

(趣旨及び設置)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第 1 項の規定に基づき、鎌倉市役所本庁舎の整備に要する財源に充てるため、鎌倉市本庁舎整備基金(以下「基金」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。